

平成29年度補正
「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」
(通称:ものづくり補助金)の概要

株式会社ポラリス



経済産業省の補助金 中小企業向け主要補助金

<平成29年度補正予算>

- | | |
|---|---------|
| ①「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」
(ものづくり補助金) | 1,000億円 |
| ②「小規模事業者支援パッケージ事業」
(小規模事業者持続化補助金) | 120億円 |

<平成30年度当初予算>

- | | |
|--|-------|
| ①「地域中核企業・中小企業等連携支援事業」
戦略的基盤技術高度化・連携支援事業(サポイン事業)
戦略分野における地域経済牽引事業支援事業
(地域未来投資促進法)
地域中核企業創出・支援事業 | 162億円 |
| ②「エネルギー投資促進に向けた支援補助金」 | 600億円 |

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業

平成29年度補正予算額 **1000.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 足腰の強い経済を構築するためには、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者の生産性向上を図ることが必要です。
- 中小企業・小規模事業者が、認定支援機関と連携して、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。また、設備投資等とあわせて専門家に依頼する費用も支援します。
- 2020年度までの集中投資期間中、生産性向上のための新たな設備投資を強力に後押しするため、自治体の自主性に配慮しつつ、固定資産税の負担減免のための措置を講じ、これに合わせて、本予算等による重点支援を行います（固定資産税ゼロの特例を措置した自治体において、当該特例措置の対象となる事業者について、その点も加味した優先採択を行います）。

成果目標

- 事業終了後5年以内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること。
- 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
- 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。



事業イメージ

1. 企業間データ活用型（補助上限額：1,000万円/者※、補助率2/3）

複数の中小企業・小規模事業者が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援します。

（例）データ等を共有・活用して、受発注、生産管理等を行って、連携体が共同して新たな製品を製造したり、地域を越えた柔軟な供給網の確立等により連携体が共同して新たなサービス提供を行う取組など

※ 連携体は10者まで。さらに200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能

【3社連携の場合】

A社	1000万円	+	200万円×3 = 600万円
B社	1000万円		
C社	1000万円		

(連携体内で配分可能)

2. 一般型（補助上限額：1,000万円、補助率1/2）※

中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

※ 平成30年通常国会提出予定の生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）に基づく先端設備等導入計画（仮称）の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2/3

3. 小規模型（補助上限額：500万円、補助率：小規模事業者2/3、その他1/2）

小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援します。（設備投資を伴わない試作開発等も支援）

● 専門家を活用する場合 補助上限額30万円アップ（1～3共通）

経済産業省HPより

http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2017/hosei/pdf/pr_hosei.pdf

ものづくり補助金 概要

1. 補助事業対象事業

足腰の強い経済を構築するため、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資の経費の一部を補助する。

2. 成果目標

事業終了後、5年以内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目標とする。

ものづくり補助金 概要

3. 補助事業対象者

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下の要件を満たすもの。

〈革新サービス〉

○「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン※」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

※ <http://www.meti.go.jp/press/2014/02/20150204001/20150204001.html>

〈ものづくり技術〉

○「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術※を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を生産性を向上させる計画であること。

※ 特定ものづくり基盤技術高度化指針 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html>

ものづくり補助金 類型

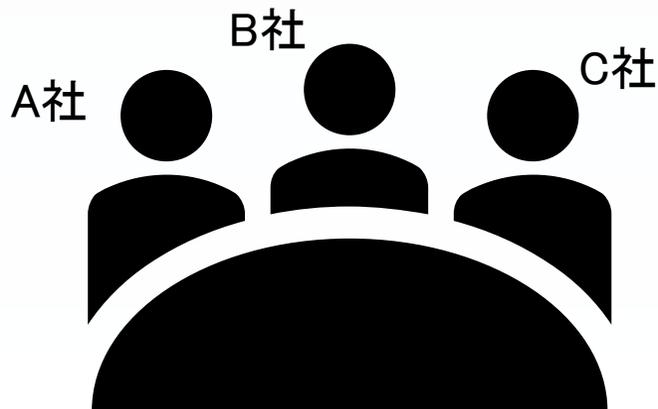
対象経費の区分	補助上限額 (補助下限額)	補助率
1. 企業間データ活用型 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、 クラウド利用費	1,000万円 +200万円 (100万円)	2/3
2. 一般型 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、 クラウド利用費	1,000万円 (100万円)	1/2
3. 小規模型 機械装置費、原材料費、技術導入費、外注加工費、 委託費、知的財産権関連経費、運搬費、専門家経費、 クラウド利用費	500万円 (100万円)	小規模事業者 2/3
		その他 1/2

○本事業遂行のために必要な専門家を活用する場合、補助上限額30万円アップ。
 例) ロボット導入のシステムインテグレータ

ものづくり補助金 類型～企業間データ活用型

- 複数の中小企業・小規模事業者が事業間でデータ・情報を共有し、連携体全体として付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト。
- 応募申請時に幹事企業を選定し、**幹事企業の事業実施場所に所在する地域事務局に申請されたもの**。【革新サービス】、【ものづくり技術】をまたぐ連携も可能。
- 連携体は10者まで、**200万円 × 連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能**。

例) 3社でデータを共有して、共同受発注。
連携体で新たな製品を製造して供給する。



A社 1,000万円

B社 1,000万円

C社 1,000万円

+

200万円 × 3 = 600万円

600万円は各社で分けても1社で独占してもよい

ものづくり補助金 類型～一般型

- 中小企業・小規模事業者が行う革新的な「サービス開発」・「試作品開発」・「製造プロセスの改善」に必要な設備投資を支援。
- 「一般型」について、以下のいずれかの場合には補助率2/3に引き上げ。
 - ①平成30年通常国会提出予定の生産性向上の実現のための「生産性向上特別措置法(案)」に基づき、固定資産税ゼロの特例を措置した地方自治体において補助事業を実施する事業者が、「先端設備等導入計画」の認定を取得した場合。
 - ②3～5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益率」年率1%に加え「従業員一人当たり付加価値額」(＝「労働生産性」)年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成29年12月22日の閣議決定後に新たに申請し、承認を受けた場合(応募段階で計画申請中で認める予定)。

ものづくり補助金 類型～小規模型

- 「小規模型」は中小企業・小規模事業者が行う革新的な「サービス開発」・「試作品開発」・「製造プロセスの改善」を支援。
- 設備投資を伴わない試作品開発等も支援。
- 機械装置費の他、補助金の対象経費の幅は広いが、外注加工費、委託費等は使える上限金額があるので注意。
- 小規模事業者の判定のため、「労働者名簿の一覧」の提出が必要。交付決定後に小規模事業者の定義から外れた場合は、補助率を1/2とする。

ものづくり補助金 加点対象

審査における加点対象

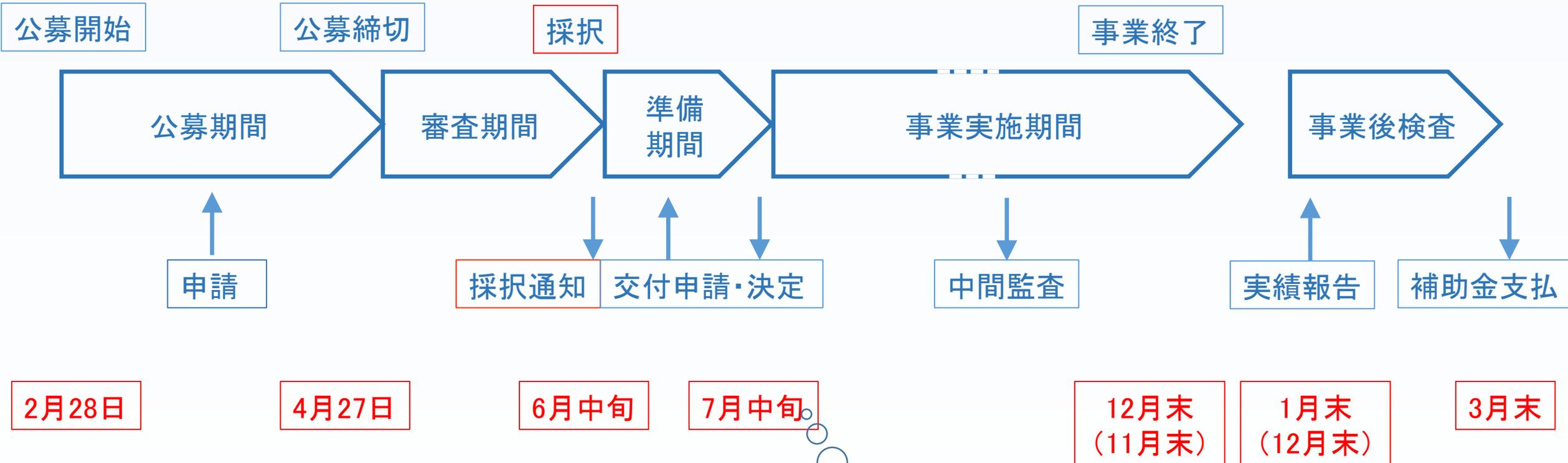
- ①生産性向上特別措置法(案)(平成30年通常国会提出)に基づいた、固定資産税ゼロの特例を措置した自治体において、当該特例措置の対象となる先端設備導入計画の認定企業。
- ②有効な期間の経営革新計画の承認、または経営力向上計画の承認、または地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画の承認(申請中を含む)のいずれかを取得した企業(どれか1つ、複数加点はなし)。
- ③総賃金の1%の賃上げに取り組む企業。
- ④小規模事業者。
- ⑤局地激甚災害指定を受けた市町村に所在し、被害を受けた企業。

ものづくり補助金 注意点

注意点

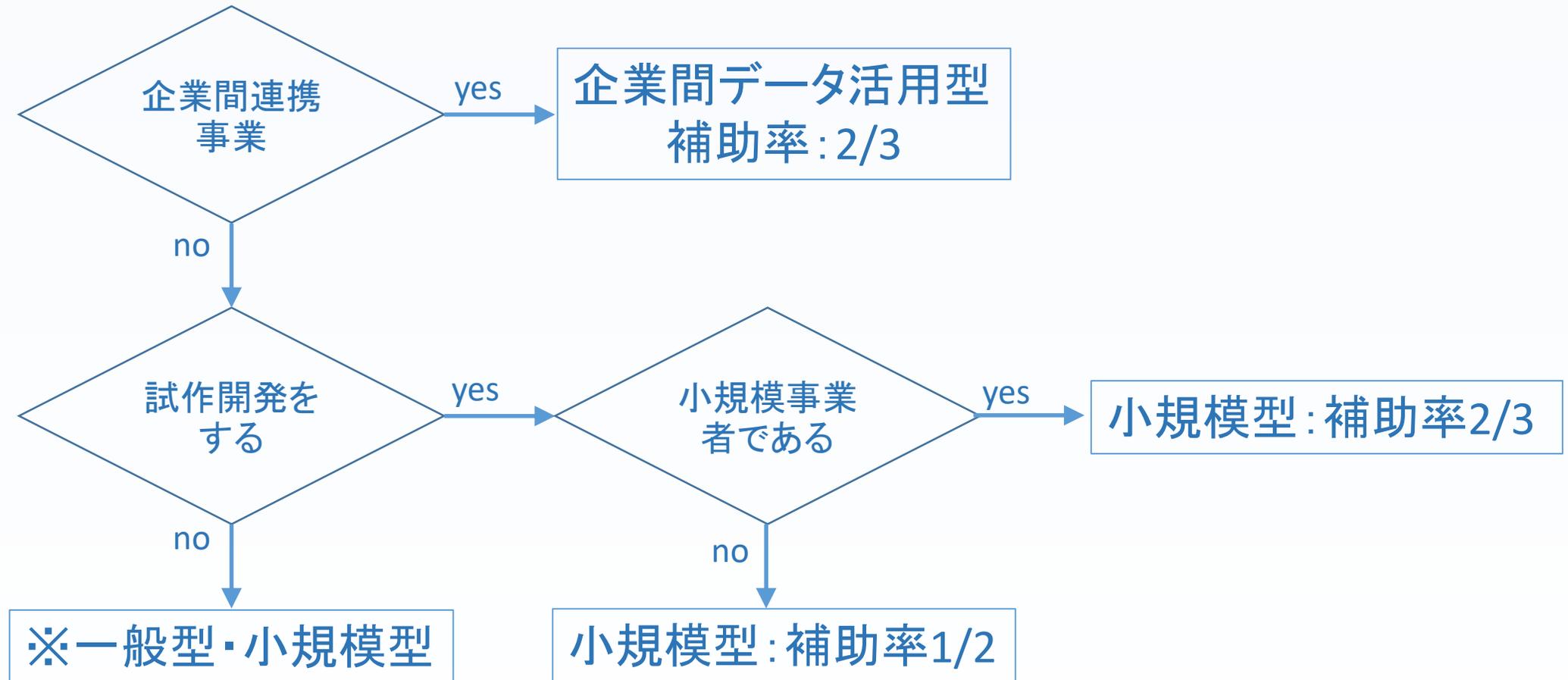
- 「他社と差別化し競争力を強化」する事業計画を支援対象としています。…同一内容の申請があった場合、「他社との差別化」に当たらず、採択しない場合があります。他社の事業計画をコピーしたり、他社にコピーされないようご注意ください。
- 固定資産税の特例を措置され、採択された場合、自治体の固定資産税ゼロ条例成立等により措置され、事業者が自治体から計画認定を受けた後で交付決定をするので、それまでは機械の購入申し込み等、補助事業に着手できない。
- 申請書の作成支援をしたものがある場合、「事業計画書作成支援者名」の欄に事業者名を記載。作業等にかかる費用と乖離した高額な成功報酬等を申請者に請求する等の不適切な行為が見られた場合、必要に応じて当該支援者をヒアリングさせていただくことがある。

ものづくり補助金 スケジュール



設備の発注をかけられるのは7月末ころ。12月末までに納入・検収・試験ができるか？

ものづくり補助金の活用 類型の選択



※設備投資だけの場合は選択肢が広がる。

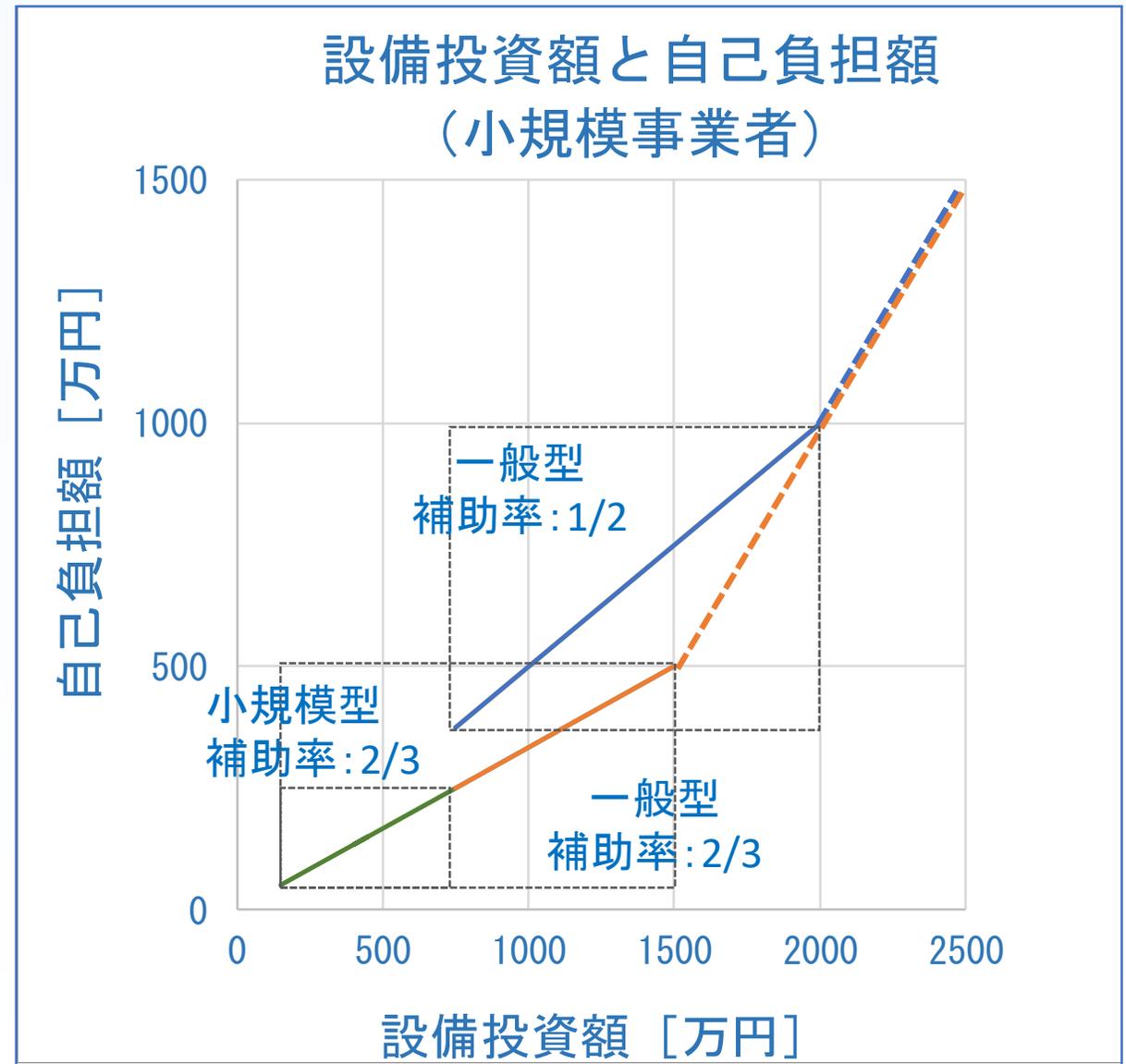
ものづくり補助金の活用 補助金額(小規模事業者の場合)

- ①設備投資金額 : 150~750万円
→ 小規模型

※補助率が2/3に優遇されているので
750万円までの投資であれば小規模
型を選択。

- ②設備投資金額 : 750万円~
→ 一般型

※補助率2/3なら750~2,000万円の
自己負担額を抑えることができる。
ただし2/3要件を満たす必要がある。

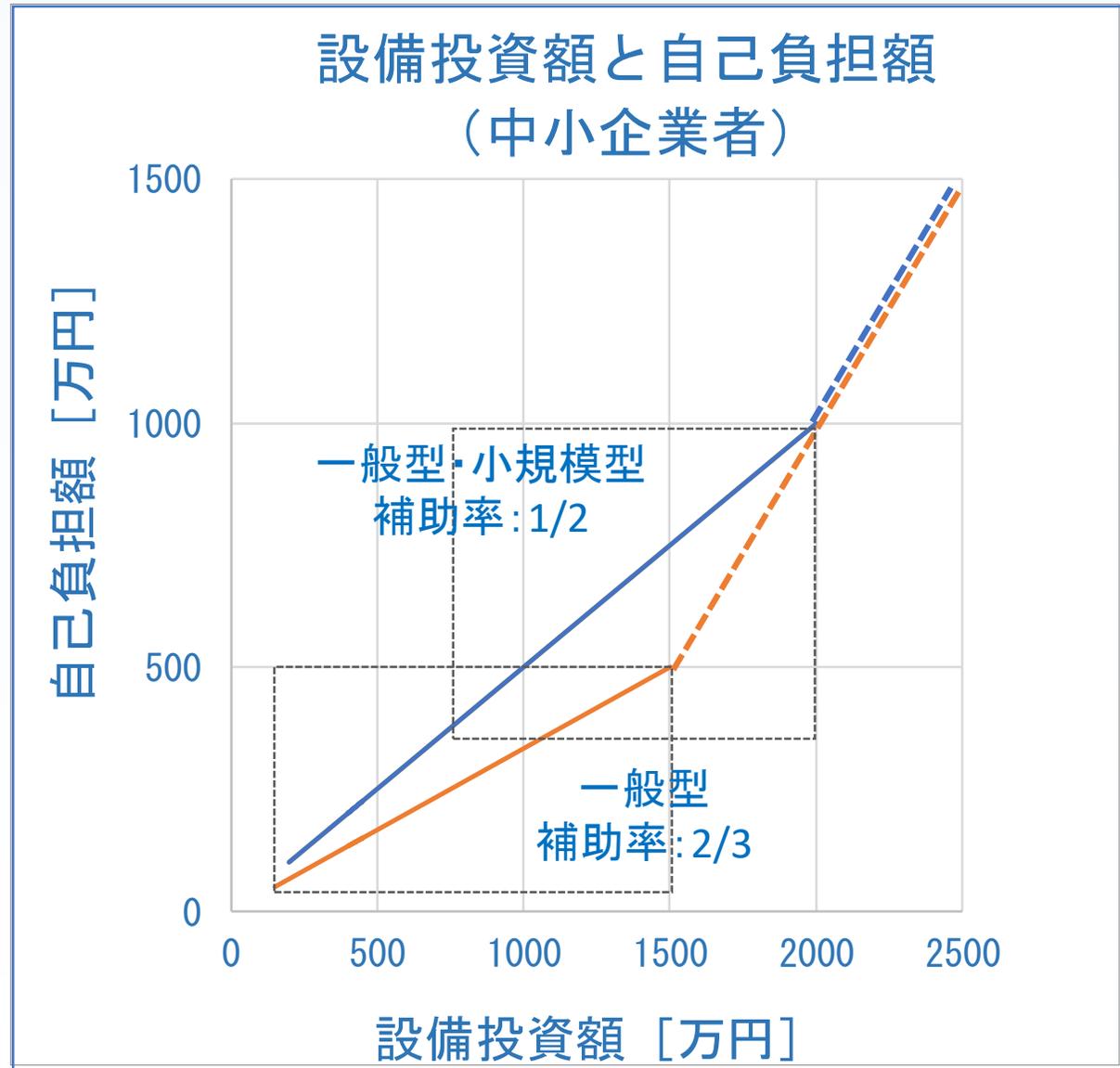


右図に加えて消費税分は全額自己負担。

ものづくり補助金の活用 補助金額(中小企業者の場合)

①設備投資金額 : 150(200)万円～
→ 一般型

※補助率2/3なら750～2,000万円の
自己負担額を抑えることができる。
ただし2/3要件を満たす必要がある。



右図に加えて消費税分は全額自己負担。

ものづくり補助金の活用 補助金額(試算)

たとえば一般型で1500万円の機械設備を導入する場合

①補助率1/2の場合

補助金 750万円
自己負担 750万円+120万円(消費税)=870万円

②補助率2/3の場合

補助金 1,000万円(補助上限)
自己負担 500万円+120万円(消費税)=620万円

自己負担額で250万円の差

ものづくり補助金の活用 申請までの流れ

事前の確認事項

- ①申請要件を満たすかの確認
- ②自社状況(ヒト、モノ、カネ)の確認?
- ②認定支援機関との相談(金融機関、地域産業振興機関)
 - 資金繰りの確認
 - 認定支援機関としての支援(確認書の発行、融資等)の確認
- ③設備の選定と概算見積入手 → 種類の選択
- ④経営革新計画を申請するときは商工会議所への確認

OP

申請に向けて

- ①申請書の作成
 - 自社で作成するか? 第三者に依頼するか?
- ②経営革新計画書作成(加点、一般型で補助率を2/3にあげるため)
- ③経営力向上計画書作成(加点、減税措置を受けるとき)

OP

OP

補助事業の主たる実施場所の所在する地域事務局に申請。申請様式も地域事務局のものをダウンロードすること。

申請書作成のポイント 提出書類

応募書類

- ①ものづくり補助金事業計画書【様式1】、【様式2】
- ②認定支援機関確認書
- ③決算書(直近2年間のB/S、P/L、個別注記表)
- ④定款もしくは登記事項証明書
- ⑤会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット等
→ 事業を営んでいることがわかればよいので、HPのプリントでも可
- ⑥チェックシート

- ⑦その他(適宜提出)
例えば機械設備の見積書等

生産性向上特別措置法(案)

(1-2) 中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設 (固定資産税)

新設

- 集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、**償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じる。**

特例措置の内容

- 以下の要件を満たす設備投資を対象
 - ① 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資
 - ・ 中小企業は商工会議所・商工会等と連携し、設備投資計画を策定
 - ・ 企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定
 - ② 真に生産性革命を実現するための設備投資
(導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資)
 - ③ 企業の収益向上に直接つながる設備投資
(生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資)
- ※ ②及び③の要件を満たすことにより、単純な更新投資は除外される
- 特例率は、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合とする。
 - 当該特例措置は、集中投資期間(平成30年度~32年度)に限定

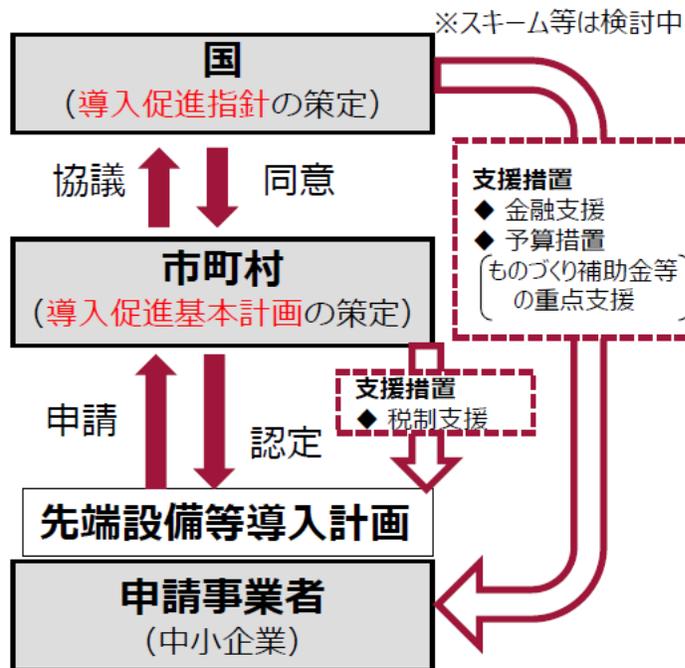
経済産業省HPより
http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2018/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf

固定資産税の特例(案)

(参考1) 中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設(詳細)

改正概要 【適用期限：平成32年度末まで】

【生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)】



対象者 ※1	中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等)のうち、先端設備等導入計画の認定(労働生産性年平均3%以上向上、市町村計画に合致)を受けた者(大企業の子会社を除く)
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村※2
対象設備 ※1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】 ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(※3)(60万円以上/14年以内)
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/ 中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ~1/2(※4)に軽減

※1 市町村によって異なる場合あり ※2 市町村内で地域指定がある場合あり
 ※3 家屋と一体となって効用を果たすものを除く ※4 市町村の条例で定める割合

➤ 本特例に合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援することで、国・市町村が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。

経済産業省HPより
http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2018/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf

その他の補助金について

<平成29年度補正予算>

- | | |
|---|---------|
| ①「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」
(ものづくり補助金) | 1,000億円 |
| ②「小規模事業者支援パッケージ事業」
(小規模事業者持続化補助金) | 120億円 |

<平成30年度当初予算>

- | | |
|--|-------|
| ①「地域中核企業・中小企業等連携支援事業」
戦略的基盤技術高度化・連携支援事業(サポイン事業)
戦略分野における地域経済牽引事業支援事業
(地域未来投資促進法)
地域中核企業創出・支援事業 | 162億円 |
| ②「エネルギー投資促進に向けた支援補助金」 | 600億円 |